

加茂市共通封筒有料広告募集要項

令和 8 年 7 月

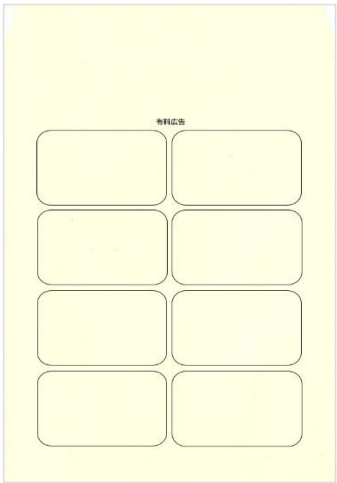
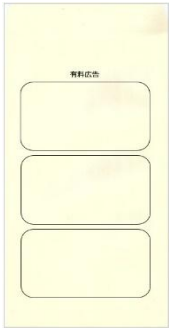
市が発送に使用する封筒に掲載する有料広告を募集します。

1 募集内容

2 種類の各封筒の裏面に、縦56mm×横90mmを 1 枠として広告を掲載します。

広告の印刷色は黒 1 色です。

今回は角形 2 号、長形 3 号の募集です。

	角形 2 号 (240×332)	長形 3 号 (120×235)	長形40号 (90×225)
作成枚数	20, 000枚	40, 000枚	
年間使用見込	約24, 000枚 (令和7年実績)	約41, 000枚 (令和7年実績)	
広告掲載イメージ			
掲載枠数	8 枠	3 枠	2 枠
1 枠の掲載料	2 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円	
申込可能枠数	4 枠まで ※	2 枠まで ※	

※ 複数枠に掲載する場合は、枠間 (5 mm) も含めて結合します。

応募多数の場合には、希望枠数にできない場合があります。

2 広告掲載までの手順

(1) 申し込み方法

次の書類を添えて財政課管財係に提出してください（メール可）。

ア 加茂市共通封筒有料広告掲載申込書

イ 掲載する広告の見本

ウ 加茂市外からの申し込みの場合は住所を置く自治体の市区町村税の滞納がないことの証明書

【申込期限】 7月31日(金)

(2) 審査

「加茂市広告掲載要綱」に従い審査し、「加茂市共通封筒有料広告掲載・不掲載決定通知書」で通知します。

広告掲載の場合は広告掲載料の納入通知書をあわせて郵送しますので、納期限までに市内金融機関（ゆうちょ銀行を除く）で納めてください。

なお、募集する広告枠を超えて応募があった場合は抽選となります。

掲載の優先順位

優先順位	広告掲載する者
1	国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他の非営利法人
2	民間企業のうち電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業
3	前号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所を有する民間企業または自営業者
4	前3号に掲げる以外の者

(3) 電子データの作成と提出

広告掲載が決定した人は、申し込みのときに提出した広告の電子データ（J P E GまたはG I Fなど）を作成し提出してください。

広告の大きさが違う場合には、管財係で広告の大きさを拡張縮小する場合があります。

なお、後日、校正を依頼しますので確認をお願いします。

3 注意事項

市は、広告の内容や広告掲載に関するすべての事項についての責任を一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任・負担で解決していただきます。

申し込み・問い合わせ

〒959-1392 加茂市幸町2-3-5

加茂市役所 財政課 管財係

電話 0256-52-0080 内線489

F A X 0256-53-2729

メール kanzai@city.kamo.niigata.jp